

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務委託 公募型プロポーザル手続等に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

えひめこどもの城が「だれもが“愛顔”になれる『冒険』と『やすらぎ』のシンボルパーク」となることを目指し、ロードトレインに代わって園内を周遊する自動運転電動カートを整備する。

(2) 業務名

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務

(3) 業務内容

別添1「えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務委託企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 委託料上限額

120,000千円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

※上記上限額を超える提案については、選定しない。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件(「4 企画提案書の提出者に必要な資格」参照)に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容と認めた者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 こども政策グループ
(愛媛県庁第一別館9階)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2448

FAX 089-912-2409

電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生

法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (4) 企画提案書の受領の期限の日前 6 か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1) に該当する者を除く。）。

5 参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式 1）を提出すること。
なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

(1) 期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時 15 分

(2) 場所

3 に同じ。

(3) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限る。）によること。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者（以下「表明者」という。）に対して、令和 7 年 5 月 2 日（金）までに、書面により通知する。

イ 参加資格が認められなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により、愛媛県知事から通知する。

ウ イの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後 5 時 15 分までに到着したものに限る。）、FAX 又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して理由について説明を求めることができる。

エ ウの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

オ 理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：3 に同じ。

②受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(5) 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 15 分までに、辞退届（様式 2）を提出すること。

6 説明書に関する質問の受付及び回答

本説明書に質問がある場合は、企画提案質問票（様式 3）を送付すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 4 日（金）午前 8 時 30 分から 4 月 18 日（金）午後 5 時 15 分まで。

持参する場合は、執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に限る。

（2）場所

3に同じ。

（3）方法

持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので受付期間の最終日の午後5時15分までに到着したものに限り）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）によること。

（4）回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月28日（月）までに、愛媛県ホームページにて掲載する。

7 企画提案書の提出

（1）提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式4）	1部
イ 法人・団体の概要書（提案企業）（様式5）	1部
ウ 法人・団体の概要書（協力企業）（様式6）	該当する場合、1企業につき1部
エ 企画提案書	正1部、副8部
オ 参考見積書	正1部、副8部

（2）企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、自由様式とするが、法人・団体の概要については様式5及び様式6を使用すること。

また、表紙、目次、仕切り紙を除き、80ページ以内で完結明瞭に記載すること。

用紙の規格は、原則としてA4版とし（A3折込も許容するが、2ページとして扱う。）、文字サイズは10ポイント以上とすること。

イ 企画提案書の内容に関する留意事項

仕様書を参考とした上で、別添2「えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務評価基準」（以下「評価基準」という。）を踏まえ、具体的に作成すること。
なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

ウ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、参考見積書を提出すること。参考見積書は、その根拠がわかるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税10%を含む金額とすること。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（3）期限

令和7年5月16日（金）午後5時15分

（4）場所

3に同じ。

(5) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限る。）によること。

(6) 留意事項

- ア (1) に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。
- イ 提出物は、返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 最優秀提案の選定

(1) 選定の手続等

- ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。
- イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。その結果は、全提案者へ通知する。
- ウ 審査会については、次のとおり実施する。（詳細は別途通知する。）
 - ①実施日時：令和7年5月下旬
 - ②実施場所：愛媛県庁内会議室
 - ③説明者：3名以内とする。
- エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（プロジェクターは県が準備するが、パソコン等については提案者で準備すること。）。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、プレゼンテーションをオンライン上で実施することがある。
- カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 企画提案書の評価方法及び配点

- ア 評価基準に基づき、審査会において評価を行う。
- イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。
- ウ 提案者の得点が、800点に審査会審査員数を乗じた点数の60%の点数未満の場合は、選定しない。

(3) 非選定者への通知

- ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。
- イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）の持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後5時15分までに到着したものに限る。）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：3に同じ。

②受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

9 契約方法

- (1) 8 の手続により選定された企画提案書の提案者を契約締結候補者（以下「候補者」という。）として、委託業務の内容について協議・調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。
- (2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、締結する契約書及び添付される仕様書には、県と候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 契約保証金については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 45 号）第 152 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 154 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 別添 3「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。契約締結候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書提出期限までに電子メール (kosodate@pref.ehime.lg.jp) にて別添 4「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

10 苦情申し立てに関する事項

- (1) 本手続における企画提案書の選定その他の手続に不服がある者は、愛媛県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができるものとする。ただし、説明書等の不知又は不明を理由として苦情を申し立てることはできないものとする。
- (2) (1) の苦情申し立てに関する連絡先は、次のとおりとする。

愛媛県出納局会計課用品調達係

電話番号 089-912-2156

11 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位
- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、4 に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。